

令和7年度税制改正要望 の注目ポイント



令和7年度税制改正の主要な要望項目

令和7年度税制改正は、**中小企業の法人税率の特例・設備投資減税の延長**のほか、令和6年度税制改正で先送りされた項目（下記★）も要望された。例年なら、12月中旬に与党の「令和7年度税制改正大綱」が公表される予定だが、自民党総裁選挙などもあるため、政治の動向にも注目したい。

所得税	子育て世帯等の住宅ローン控除等の拡充 ★
	子育て世帯の生命保険料控除の拡充 ★
資産税	事業承継税制の見直し
	生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長等
	上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し ★
法人税	中小企業者等の法人税率の特例の延長
	中小企業経営強化税制の拡充・延長
	中小企業投資促進税制の延長
	中小企業防災・減災投資促進税制の延長
	医療に係る設備投資減税の延長
	地域未来投資促進税制の拡充・延長
	産業用地整備促進税制の創設
消費税	外国人旅行者向け免税制度の見直し ★

子育て世帯等の住宅ローン控除等の拡充

- 令和6年度税制改正で①子育て世帯・若い夫婦世帯における住宅ローン控除の借入限度額の上限の拡充と、②新築住宅の床面積要件の緩和が行われたが、令和7年分は先送りされた。
⇒令和7年度税制改正では、令和7年分についても令和6年度と同様の方向性(下記①②参照)で要望された。
- あわせて、子育て世帯等における住宅リフォーム税制の拡充(子育て対応改修工事の追加)も令和6年度と同様の方向性で要望された。

【現行制度の概要(住宅ローン減税)】

控除率：0.7%			<入居年>	2022(R4)年・23(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯等※：5,000万円	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯等※：4,500万円	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯等※：4,000万円	3,000万円	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅 その他の住宅		3,000万円	2,000万円	
床面積要件		50m ² (新築の場合、2024(R6)年までに建築確認：40m ² 、所得要件：1,000万円)				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

与党大綱 ① R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

与党大綱

② R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

【出典】国土交通省「令和7年度税制改正要望」

子育て世帯の生命保険料控除の拡充

令和6年度税制改正大綱では、子育て世帯に対する支援のための生命保険料控除の拡充の方向性が示され、**令和7年度税制改正**で結論を得ることとされた。

⇒「一般生命保険料控除(所得税のみ)」について、現行の4万円から**6万円**への拡充が今回要望された。

【現行】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ + 所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ 所得税:4万円 地方税:2.8万円

【要望案】

23歳未満の扶養親族
を有する場合

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:6万円 地方税:2.8万円	+ + 所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ 所得税:4万円 地方税:2.8万円

※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

(参考)令和6年度税制改正大綱
実際の適用限度額の平均が
限度額を大きく下回るため、
計12万円から**変更しない**

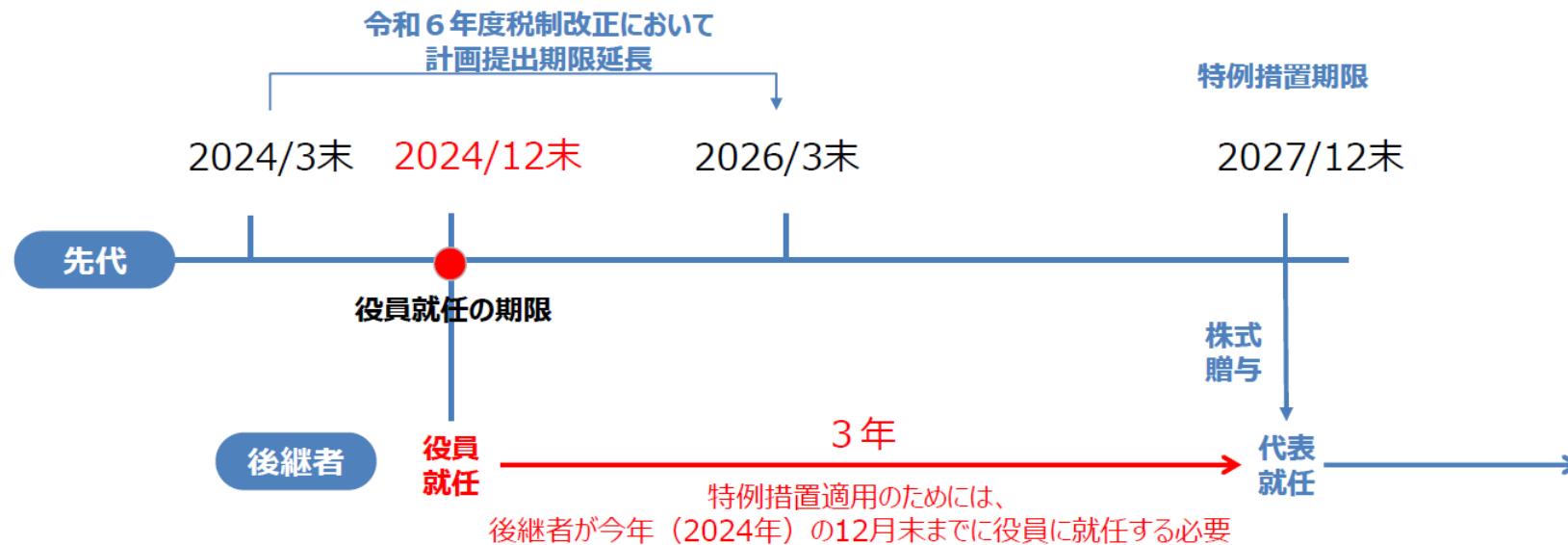
(参考)令和6年度税制改正大綱
既に資産を一定程度保有している者が利用し、
趣旨に合わないことから、控除の**対象外**に

【出典】金融庁「令和7年度税制改正要望」

事業承継税制の見直し

事業承継税制の特例措置は、令和6年度税制改正で「特例承継計画の提出期限」が「2026年3月末まで」延長されたものの、後継者が役員に就任していない場合、特例措置の期限である「2027年12月末」の3年前となる今年(2024年)の12月末までに、役員に就任する必要があり、余裕がないという問題が生じていた。

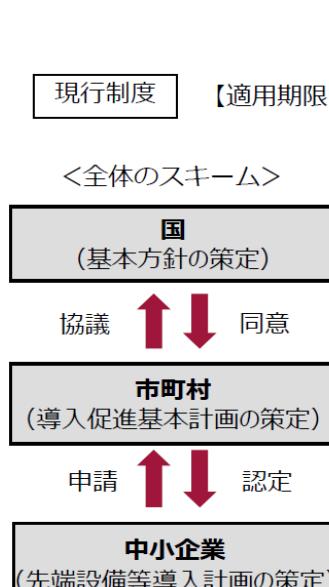
⇒適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、**役員就任要件の見直し等**が今回要望された。



【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資 に関する固定資産税の特例措置の延長等

赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限の**2年延長**が要望された。



**【要望】
令和8年度末まで**

現行制度	【適用期限：令和6年度末まで】													
<全体のスキーム>														
国 (基本方針の策定)	特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業												
協議 ↑ ↓ 同意	計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること												
市町村 (導入促進基本計画の策定)	対象設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>最低価額要件</th> <th>投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table>	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）	②測定工具及び検査工具	30万円以上	③器具備品	30万円以上	④建物附属設備	60万円以上
設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件												
①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）												
②測定工具及び検査工具	30万円以上													
③器具備品	30万円以上													
④建物附属設備	60万円以上													
申請 ↑ ↓ 認定	特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし：3年間、課税標準を1／2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1／3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。												
中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	適用期限	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）												

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

令和6年度税制改正大綱では、**物納制度**が検討事項の1つとなっていた。

⇒納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する点などから、次の①・②が今回要望された。

- ① 上場株式等の物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう**特例**を措置すること
- ② 上場株式等について、**相続税評価方法等の見直し**を行うこと

物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 上場株式等 ②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等 ④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

ただし、物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、**利用実績が限定的**。

納税者が利用しやすい納税環境を整備する一環から、換金性の高い上場株式等については、**物納の特例を措置**すること。

【令和6(2024)年度税制改正大綱(抜粋)】

いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、**物納許可限度額の計算方法**について早急に検討し結論を得る。

【出典】金融庁「令和7年度税制改正要望」

中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組を後押しするため、適用期限の**2年延長**が要望された。

対象	所得区分	税率	
		本則	特例
大法人 (資本金1億円超)	—	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超	23.2%	—
	年800万円以下	19%	15%

【現行制度】
令和7年3月31日までに開始する事業年度まで

【要望】
令和9年3月31日までに開始する事業年度まで

中小企業経営強化税制の拡充・延長①

- ・円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中でも、中小企業の果敢な設備投資を促進し、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につなげていくため、中小企業経営強化税制の**2年延長**が要望された。
- ・その中でも、成長志向の高い中小企業をさらに後押しし、**売上高が100億円を超える中小企業(100億企業)**の創出を推進するため、**上乗せ措置**の創設等も要望された(背景は次ページ参照。詳細は不明)。

※個人事業者も同様

現行制度 【適用期限：令和6年度末まで】

**【要望】
令和8年度末まで**

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性が旧モデル比平均1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・ 生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備		器具備品（30万円以上）	・ 国内への投資 であること ・ 中古資産・貸付資産でないこと 等
デジタル化設備 (C類型)	<u>可視化、遠隔操作、自動制御化</u> のいずれかに該当する設備	経済 産業局	建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上</u> の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用O/Sのうち一定のものなどを除く。

※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

中小企業経営強化税制の拡充・延長②

【要望の背景】

売上100億円超の中小企業(100億企業)は、高いレベルで外需と内需を取り込み、収益を上げて生産性向上(イノベーション)を図り、貢献を実現し、人口減少社会でも、地域経済の好循環を先導する存在

- ⇒ 経済成長を実現する上で、各地域に「100億企業」のような成長中小企業を創出することが重要
- ⇒ さらに100億企業は「中堅企業」へのパスになるが、現状4,500者程度と推計され、政策による強力な後押しが必要
- ⇒ 100億企業を目指すような成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指せる環境整備を行い、さらなる100億企業を創出
- ⇒ 税制面では、**中小企業経営強化税制の上乗せ措置**を今回要望(詳細は不明)

100億企業（売上100億円超の中小企業）は
現状4,500者程度



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

中小企業投資促進税制の延長

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業のさらなる設備投資を促進するため、適用期限の**2年延長**が要望された。

※個人事業者も同様

現行制度	【適用期限：令和6年度末まで】	【要望】 令和8年度末まで
対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品販賣業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）・内航船舶（取得価格の75%が対象）	

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

中小企業防災・減災投資促進税制の延長

近年、能登半島地震をはじめ大規模な災害が多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増している。

⇒中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も中小企業による防災・減災に向けた設備投資の促進が必要なため、適用期限の**2年延長**が要望された。

※個人事業者も同様

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

【要望】
令和8年度末まで

- 適用対象者：令和7年3月31日までに「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却18%（令和7年4月1日以降に取得等をする場合は16%）
- 対象設備：以下の通り

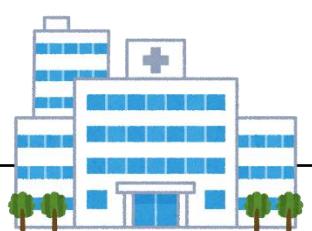
減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービック式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、 照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、 止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

医療に係る設備投資減税の延長

医療提供体制の確保のため、下記の3つの特別償却制度について、適用期限の**2年延長**が要望された。

※個人事業者も同様

対象制度	対象設備	特別償却割合	適用期限
① 高額な医療用機器に 係る特別償却制度	取得価格500万円以上の一定の医療用機器 ※高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを 行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置 効率化等を促す仕組みを講じることも要望された。	取得価格×12%	
② 医師・医療従事者の 労働時間短縮に資する 機器等の特別償却制度	「医師等勤務時間短縮計画」に基づき取得した ・器具備品(医療用機器を含む) ・ソフトウェア のうち一定の規模(30万円以上)のもの	取得価格×15%	<p>【現行制度】 令和7年3月31日まで</p> <p>【要望】 令和9年3月31日まで</p>
③ 地域医療構想の実現の ための病床再編等の促進 のための特別償却制度	病床の再編等のために取得・建設・改修工事を した病院用・診療所用の建物・附属設備	取得価格×8%	

地域未来投資促進税制の拡充・延長

地域未来投資促進税制について、拡充(次の①・②)と適用期限の**2年延長**が要望された。

- ① 地域経済を牽引する中堅・中核企業の成長促進を通じた強靭な産業基盤の構築に向けて、**地方公共団体が戦略的に重点支援を行う産業分野「重点促進分野(仮称)」に対する新たな枠の創設**
- ② 大型投資へのインセンティブをより一層高めるため、本税制の適用期限内に国の確認を受けた対象事業について、計画期間内(**最大5年以内**)に投資を完了したものを本税制措置の対象に

現行制度

【適用期限：令和6年度末まで】

【要望】

令和8年度末まで

		機械装置・器具備品	建物・附属設備・構築物						
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除				
上乗せ 類型C	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、<u>経営力の確認</u>を受けていること ○ パートナップ構築宣言の登録を受けていること ○ 設備投資額が10億円以上 ○ 上乗せ類型A・Bの要件①～③をすべて満たすこと 	50%	6 %	20%	2 %				
上乗せ 類型A・B	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">① 直近事業年度の<u>付加価値額增加率</u>が8%以上 (類型A) 又は ② 直近2事業年度の<u>平均付加価値額</u>50億円以上、かつ、3億円以上の<u>付加価値額創出</u> (類型B)</td> <td style="padding: 5px;">50%</td> <td style="padding: 5px;">5 %</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、<u>投資收益率</u>5%以上 (※中小企業基本法上の中小企業者は、労働生産性の伸び率については4%以上)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	① 直近事業年度の <u>付加価値額增加率</u> が8%以上 (類型A) 又は ② 直近2事業年度の <u>平均付加価値額</u> 50億円以上、かつ、3億円以上の <u>付加価値額創出</u> (類型B)	50%			5 %	③ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、 <u>投資收益率</u> 5%以上 (※中小企業基本法上の中小企業者は、労働生産性の伸び率については4%以上)		
① 直近事業年度の <u>付加価値額增加率</u> が8%以上 (類型A) 又は ② 直近2事業年度の <u>平均付加価値額</u> 50億円以上、かつ、3億円以上の <u>付加価値額創出</u> (類型B)	50%	5 %							
③ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、 <u>投資收益率</u> 5%以上 (※中小企業基本法上の中小企業者は、労働生産性の伸び率については4%以上)									
通常類型	<ul style="list-style-type: none"> ○ (地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業について、事業の先進性や投資規模、売上高の伸び率等を確認) 	40%	4 %						

【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

産業用地整備促進税制の創設

自治体が民間事業者の活力を活用して産業用地を整備する事業において、地権者が土地等を譲渡した際、地権者の譲渡所得への所得控除を行う、**産業用地整備促進税制**の創設が要望された。

【要望の背景】

- ・6割の自治体で、企業からの立地に関する問合せが増加している一方、立地ニーズに応えられる産業団地を確保できているのは1割未満
- ・「速やかな造成」や「ノウハウ不足の補完」のため、8割超の自治体で民間企業と連携した産業用地の造成への意欲があるが、現行制度上、用地買収に税制優遇措置が適用されるケースは、[土地区画整理事業等](#)に限定

※個人も同様

要望内容

自治体と連携した民間事業者が用地取得する場合、**地権者に対して所得控除を適用**



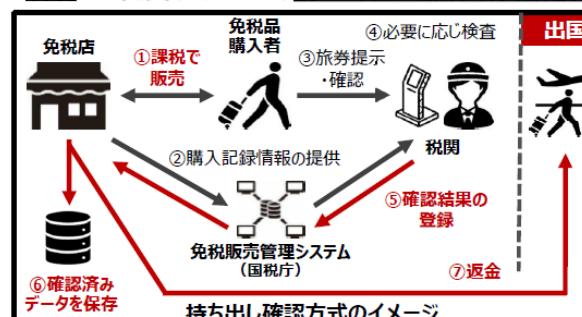
【出典】経済産業省「令和7年度税制改正要望」

外国人旅行者向け免税制度の見直し

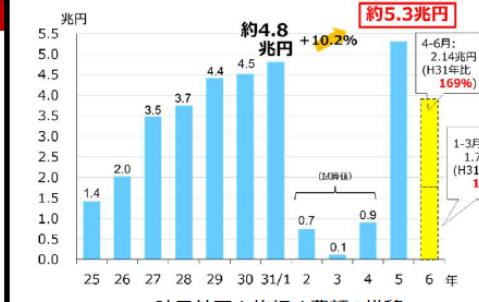
不正利用の実態を踏まえ、「**出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度(持ち出し確認方式)**」への移行が記載された令和6年度税制改正大綱を受け、**制度の詳細**について結論を得ることが今回要望された。

施策の背景

- 外国人旅行者向け免税制度について、持ち出し確認方式への移行に際し、不正対策と併せて旅行者・免税店双方にとって利用しやすい制度へと変更することで、訪日外国人旅行消費額を更に拡大させることが重要である。

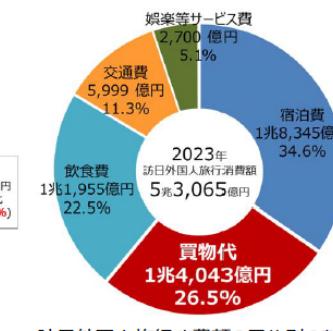


持ち出し確認方式のイメージ



訪日外国人旅行消費額の推移

年	消費額 (兆円)	比較 (%)
25	1.4	
26	2.0	154%
27	3.5	
28	3.7	
29	4.4	
30	4.5	
31/1	約4.8	+10.2%
2	0.7	
3	0.1	
4	0.9	
5	約5.3兆円	
6		



訪日外国人旅行消費額の目的別の割合

目的	消費額 (兆円)	割合 (%)
宿泊費	1兆8,345億円	34.6%
買物代	1兆4,043億円	26.5%
飲食費	1兆1,955億円	22.5%
交通費	5,999 億円	11.3%
娯楽等サービス費	2,700 億円	5.1%

要望の概要

- 令和6年度税制改正の大綱(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、空港等での混雑防止の確保を前提として、**外国人旅行者の利便性向上**や**免税店の事務負担軽減**を通じた訪日外国人旅行消費額の拡大に向け、以下の項目等を要望する。

要望	現状における課題	効果
消耗品の特殊包装の廃止	特殊包装に時間を要し、免税を受けるための行列も発生。欧州旅客を中心に環境への配慮から包装への理解を得られないケースもある。	免税店の 事務負担が緩和 されるとともに、免税手続の円滑化により 旅行者の満足度も向上 。
消耗品の上限額の撤廃	近年、高額な酒類や化粧品等の販売が拡大しているが、消耗品については50万円の上限額が定められており、免税販売ができない。	消費拡大に大きな期待 。また、特殊包装の廃止も含め、 一般物品との区別も不要 となれば、 免税店の事務負担も大きく解消 。
免税対象となる「通常生活の用に供する物品」かどうかの免税店での判断を不要にする	税務リスクを免税店が負っており、追徴課税に至るケースが発生。現場では免税販売を断るケースもあり、顧客とのトラブルも発生。	税務リスクから解放され、積極的な営業活動が可能となり、 旅行消費の拡大に貢献 。

上記のほか、免税店の事務負担軽減のために購入から税関での持ち出し確認を受けるまでの期限を設けるなど、所要の措置を講ずる。

【出典】国土交通省「令和7年度税制改正要望」

その他の要望項目

要望項目	
所得税	<ul style="list-style-type: none">○公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置○企業年金・個人年金制度(特にiDeCo)の見直しに伴う税制上の所要の措置○勤労者財産形成貯蓄制度の見直しに伴う税制上の所要の措置○エンジェル税制の拡充(再投資期間の要件を、同一年内から複数年に延長など)○NISA の利便性向上等○金融所得課税の一体化(デリバティブ取引・預貯金等まで損益通算範囲を拡大)
資産税	<ul style="list-style-type: none">○結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充、2年延長○死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げ
法人税	<ul style="list-style-type: none">○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の5年延長○特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充(所得の10%に。限度超過分の繰越しも)○企業における寄附の促進に向けた環境整備の検討○リース会計基準の変更に伴う所要の措置○スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置
土地・住宅税制	<ul style="list-style-type: none">○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の2年延長(固定資産税)○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の2年延長(不動産取得税)○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年延長(不動産取得税、固定資産税)
医療税制	<ul style="list-style-type: none">○医療・介護DXの推進に伴う税制上の所要の措置○医薬品・医療機器等の規制に関する制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
その他	<ul style="list-style-type: none">○コロナ特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長(特別貸付の期限まで延長を要望)○たばこ税の税率引き上げ